

土岐市告示第79号

土岐市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月4日

土岐市長 加藤 淳 司



土岐市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示

土岐市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（令和4年土岐市告示第127号）の一部を次のように改正する。

別記(2)キ①中「蓄電池部が「JISC8715-2」」を「蓄電池部が「JISC 8715-2又はIEC 62619」」に、「SBAS1101」を「SBA S1101」に、「、「JISC8715-2」」を「、「JISC 8715-2」」に改める。

別記(3)ア中「「JISC4412」に」を「「JISC 4412」に」に改め、「「JISC4412」と」を「「JISC 4412」と」に改める。

別記(4)ア中「電気用品安全法」の次に「（昭和36年法律第234号）」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。